

議会運営委員会議案

平成29年2月24日

第1委員会室

1、意見案・決議案の調整について

◎意見・決議案の提出状況（H29年 第1回定例会）

No	件名	提案会派	結果
1	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）	清和会	
2	無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）	公明党	
3	海洋ごみの処理推進を求める意見書（案）	"	
4	地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書（案）	"	
5	水素ステーションの整備促進を求める意見書（案）	"	

※ 定例会最終日の意見案は第1号からです。また、提案説明会派は清和会から輪番となっています。

清和会提出

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向けて地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員は、住民代表として多様化する住民意思を把握するための活動や、それに伴う広範多岐にわたる審議事項に対応する必要があり、その職務は常勤化し、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

しかしながら、地方議会議員の候補者数は減少傾向にあり、無投票当選者の割合も高くなるなど、なり手不足が顕著に見られることや、昨年実施された統一地方選挙においては、道府県議会議員選挙では平均投票率が過去最低となり、住民の政治への関心の低さが危惧されている。

こうした中、選挙権年齢の引き下げに伴い、若者に対して政治への関心を高めるための啓発活動の充実強化を図るとともに、地方議会における多様な人材の確保を進めるため、厚生年金に加入している給与所得者も地方議会議員に立候補しやすくなるよう年金制度を時代にふさわしいものとすることが求められており、地方議会議員の身分を充実させる必要がある。

よって、国においては、国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各通

北海道恵庭市議会



公明党提案

無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書（案）

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線 LAN 環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設における Wi-Fi 環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所の Wi-Fi 環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi 環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

記

1. 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対する Wi-Fi 整備支援事業を一層拡充すること。
2. 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所における Wi-Fi 環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
3. 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点への Wi-Fi 環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年 2月 23日

北海道恵庭市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
総務大臣 国土交通大臣 宛各通



海洋ごみの処理推進を求める意見書（案）

昨年、全国各地を襲った台風と台風崩れの温帯低気圧は、甚大な被害をもたらした。中でも、氾濫した河川から流れ出た流木は、漁業被害をもたらし、海岸に漂着した大量の流木の処理に長期間を要する事態が発生した。

以前には、海岸保全区域外での漂着物対策に「地域グリーンニューディール基金」を利用できたが、現在は「海岸漂着物等地域対策推進事業」だけで、しかもこの事業は災害対応を想定したものとはなっていない。

海洋ごみは災害関連のものだけではない。2015年のG7エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚染が取り上げられ、海洋ごみ対策は世界的課題として初めて認識された。2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されている。

海洋ごみは、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しており、市町村にとって自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にある。特に、海洋ごみの約7割は河川由来との指摘があり、河川管理者に任せられているごみ処理に加え、これらに対する発生源対策は重要課題である。そこで、海洋ごみの処理の推進並びに発生抑制及び削減に向けて下記の事項に取り組むよう求める。

記

1. 海洋ごみの主要な発生源となっている河川については、国管理河川以外の河川管理者の厳しい財政状況を考慮して国による新たな発生源対策を進めること。
2. 地域グリーンニューディール基金のような市町村が機動的に活用できる海洋ごみ対策を進めること。
3. 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携してその発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年 2月 23日 北海道恵庭市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 環境大臣 宛各通



地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書（案）

核家族化と少子高齢化により増加の一途をたどる空室・空き家への対策や、外国人旅行者等の急増による宿泊施設の不足への対応等において、政府が検討を進めている既存住宅等を宿泊施設として活用できるようにする「民泊」制度の法制化は大変に有意義な取り組みであると考えます。

実際に、我が国の空室や空き家は2013年の時点で約820万戸、うち耐震性等があり駅から1km以内の賃貸用空室は約137万戸、空き家は約48万戸もあり、これらの利活用は地域の新たな活力を生み出す大きな力となり得ます。

また、2012年に836万人だった訪日外国人旅行者数は、2016年にはその3倍の2400万人を突破し、さらに政府は2020年の東京オリンピック・パラリンピックの年には400万人の目標を掲げる中で、外国人観光客の急増による宿泊施設の不足も懸念されています。

まさに、これらの諸課題に対応する「民泊」の推進は、地域の遊休資産を有効に活用することによる地域経済の活性化や、管理が行き届いていない空き家等の適正な管理による住環境の改善への寄与が期待されるところであります。

一方で、日本とは全く異なる文化や環境の中で育った外国人旅行者の地域における住宅等の利用においては、地域住民と旅行者の間での気配りと協力による、互いの安全と安心の確立のためのきめ細かい対応も求められます。

これらのことから、政府が「民泊」を推進する際は、国内外の旅行者等の受け入れによる観光振興とあわせて地域社会の健全な発展の両立を図るために、様々な課題への対応を総合的に進めながら、この事業が地域において持続可能なものとしなければなりません。

政府におかれましては、「民泊」制度の法制化に当たり、宿泊施設として必要な安全性等を確保するとともに、地域住民と旅行者の安全と安心の確立、並びに地域の実情に合わせて将来にわたり豊かな住み良い地域の実現に寄与するよう、下記の事項について特段の配慮を求めるべく、

記

一、国の法令に基づき、地域住民と旅行者が安全に安心して「民泊」制度を運用することが可能となるよう、国が責任を持って必要な基準を定めること。

一、「民泊」の運営に関する実態の監視や様々なトラブルに迅速かつ適切に対処する体制を国の責任において整備すること。

一、地域の実情に応じて適切な「民泊」の運営がなされるように、自治体が条例の制定等により地域独自のルール等の構築が可能となるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年 2月 23日

北海道恵庭市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
国土交通大臣 総務大臣 内閣府特命担当大臣 宛各通



水素ステーションの整備促進を求める意見書（案）

国は、昨年3月に「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を改訂し、水素社会の実現に向けて新たな目標や取り組みの具体化を示した。そのなかでも、燃料電池自動車（F C V）の普及台数目標は、2030年までに約80万台、水素ステーションの整備目標は、2025年度までに約320箇所とされている。しかし、2030年時点のF C V普及台数目標を達成するには、900基程度の水素ステーションが必要と見込まれており、その実現には、水素ステーション整備の相当な加速化が求められる。

これに対し、国では燃料電池自動車・水素ステーション等に関する規制の見直しを進めているが、全国に水素ステーションの整備拡大を推進するには、事業者による一層の技術開発等の努力に加えて、国においてもさらなる規制見直しが求められる。

とりわけ、海外では一般的となっている水素ステーション用蓄圧器に複合圧力容器を使用することは、我が国でもようやく認められたとはいえ、高価な炭素繊維の使用はコストアップの要因になっている。そのため、水素ステーションの運営コストの低減や蓄圧器材料に安価なクロムモリブデン鋼等を使用できるようにするなどの一層の規制緩和を求める。

記

1. 水素ステーションのセルフ充てんのハード・ソフトの基準整備を行うこと。
2. 海外での使用実績を考慮して水素ステーション用蓄圧器の使用可能鋼材を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 2月 23日 北海道恵庭市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣 内閣府特命担当大臣 宛各通

